

返戻金制度について

株式会社MS センター名古屋(以下、当社)の返戻金制度は、求職者が就業開始後に退職、または解雇された場合に限り、求人者の請求により報酬の一部を以下各号のとおり求人者へ返戻金として返還する制度を設けております。但し、退社等が実際には求人者の求職者に対する処遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに起因する場合、または求人者の法令違反行為に起因する場合はこの限りでございません。

- (1) 入社日から 1 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 80%に相当する金額
- (2) 入社日から 2 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 50%に相当する金額
- (3) 入社日から 3 ヶ月以内の退社等の場合、報酬の 30%に相当する金額

また、返戻金制度は求人者と当社で双方の合意より個別に契約を結ぶことと致します。

株式会社 MS センター名古屋

住所 〒名古屋市中東区高針荒田 2409

TEL 〒050-5491-5749

許可番号 〒23-ユ-300916